


所管部課	総務部 職員課	部長	北田 和雄		
件名	東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>①職業能力開発促進法の一部改正により条ずれが発生したことに対応し、改正するものである。</p> <p>②外部に示す必要のない災害発生報告書等の様式について、削除するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①第2条の5第1項第2号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。</p> <p>②様式を削除し、これに伴う文言整理を行う。 なお、削除となる様式については、別途内規で定める。</p> <p>(2) 施行日 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>公布後、間をおかず、様式についての内規を定める必要がある。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに公布の事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。